
*
* 平成29年第2回 *
* 柏原市議会定例会 *
* 議会提出案件 *
*

(平成29年6月1日)

目 次

平成29年6月1日 定例会

案 件 番 号	案 件 名	ページ
議員提出議案第3号	柏原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部 改正について	1

柏原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年6月1日

柏原市議会議長 大坪 教孝 殿

提出者	柏原市議会議員	乾 一	⑩
賛成者	〃	山下 亜緯子	⑩
賛成者	〃	中村 保治	⑩
賛成者	〃	橋本 満夫	⑩
賛成者	〃	鶴田 将良	⑩
賛成者	〃	奥山 渉	⑩

議員提出議案第 3 号

柏原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

柏原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

柏原市条例第 号

柏原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

柏原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年柏原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第12条 議長は、第9条各項の規定により収支報告書及び会計帳簿等が提出されたときは、政務活動費の適正な運用を期するため、必要があるときは、会派又は議員に対し、政務活動費について報告及び説明を求め、又は関係書類の調査を行うものとする。

2 議長は、前項の収支報告書及び会計帳簿等を、柏原市議会のウェブサイトに掲載するとともに、議長が指定する場所において閲覧に供することとする。ただし、当該書類に柏原市情報公開条例（平成12年柏原市条例第23号）第5条に規定する不開示情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。

第11条を削り、第10条中「第8条」を「第9条各項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「市政の調査研究に資するため必要な」を「第6条に定める政務活動費を充てることができる」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（交付の請求）

第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び会派に属さない議員は、各四半期の初日に、当該四半期に属する月数分の政務活動費の交付を市長に請求するものとする。ただし、各四半期の最初の月又はその翌月に議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日が属する月までの月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第6条第2項関係）

項目	内容
調査研究費	地方行財政等に関する調査研究及び調査委託の実施に要する経費
研修費	研修会等を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会等の参加に要する経費
調査旅費	政務活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	市政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	政務活動に係る事務の遂行に要する経費
事務所費	政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
要請・陳情活動費	要請活動及び陳情活動を行うために要する経費

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。